

自転車は1人乗りの乗りものです!

二輪の自転車の乗車人員は1人を、三輪の自転車の乗車人員は乗車装置に応じた人員を超えないこと。ただし、16歳以上の運転者が

- 幼児(6歳未満)1人を幼児用座席に乗車させる場合
- 幼児(6歳未満)2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合
- 4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合
(幼児二人同乗用自転車に幼児2人を同乗させた場合を除く)

はこの限りではありません。

幼児二人同乗用自転車は、国内の安全基準であるSGマークやBAAマークなどの付いた安全な自転車を使用しましょう。



普通の自転車

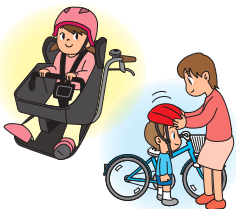


幼児二人同乗用自転車

ヘルメットとシートベルトは確実に!

自転車乗用中に転倒等で負傷した幼児の約半数が**頭部・顔面部**を負傷しています。大阪府警察調べ(令和元年中)

- 幼児を自転車に乗せる時は自転車用ヘルメットはもちろん、急ブレーキ等に備え、シートベルトもしっかり着用しましょう。
- スタンドを立てた状態で幼児を乗せたまま、自転車から離れないようにしましょう。



自転車運転者講習制度 14歳以上が対象

※公安委員会が講習の受講を命じる

一定の危険な違反行為をして
3年以内に**2回以上**
検挙され又は事故を起こした
悪質自転車運転者

自転車運転者講習を受講
■講習時間: 3時間 ■手数料: 6,000円

※受講命令に従わない場合

5万円以下の罰金

大阪府自転車条例 **自転車保険の加入が義務化されました**
自転車事故を補償する保険に加入しましょう

- ◆ 自転車安全整備店で点検・整備を受けると「TSマーク」を貼ってもらえます。
- ◆ 「TSマーク」には、点検日から1年間有効な賠償責任・傷害保険がついています。
(詳しくはお近くの自転車安全整備店で)

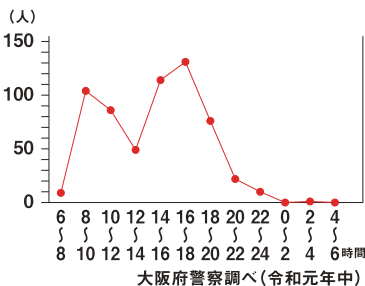


1年に1度は、自転車安全整備店で点検・整備を受けましょう

幼児の事故の特徴

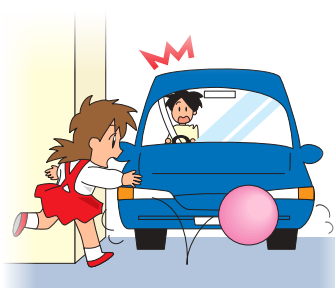
時間別の死傷者数

幼児の事故は、昼から夕方にかけて多発しています!



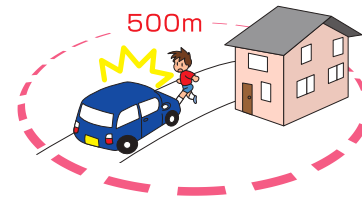
飛び出し危険!

幼児の交通事故の原因は約4割が飛び出しです。



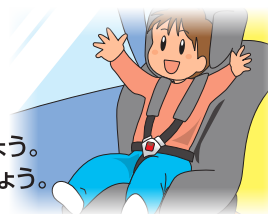
自宅の近くで事故多発

幼児が歩行中及び自転車乗用中に死傷した交通事故の約6割が、自宅から**500m以内**で発生しています。慣れた場所でもしっかりと安全確認をしましょう。



車に乗せる時の注意

- 幼児(6歳未満)にはチャイルドシートを使用させなければいけません。
- 乗るときは最初に子供を乗せ、降りるときは最後に子供を降ろしましょう。
- チャイルドシートは後部座席に取り付けましょう。
- 取扱説明書をよく読んで正しく使用しましょう。
- チャイルドロックを使用しましょう。



チャイルドシートは発育に応じて、体格に合わせて選びましょう

交通安全テキスト



「横断歩道ハンドサイン運動」実施中!

LINE YouTube で交通安全に関する情報を発信しています。QRコードを読み込んで、是非登録してください。

◀LINE ▶ YouTube

大阪府警察・(一財)大阪府交通安全協会
(大阪府交通安全活動推進センター)